

2012年度（平成24年度）
福山市協働のまちづくり基金を活用した

提案型事業

ふくやまを、育てたい。



【募集要項】

- 申請受付期間
2012年（平成24年）2月27日（月）～3月9日（金）
- 受付場所・担当
福山市市民局まちづくり推進部協働のまちづくり課
福山市本町1番35号 福山市市民参画センター内
電話（084）928-1051
FAX（084）926-0490
e-mail:kyoudouno-machidukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp



福 山 市

目次

1	はじめに	1
2	事前相談の実施, 応募期間及び提出先等	2
3	キーワードモデル事業〔ボランティア・NPO等提案型〕	3
4	ふくやまの魅力づくり事業	6
5	住民参加型施設等整備事業 (みんなでつくるまちづくりハード事業)	11
6	申請から補助金交付決定まで	14
7	事業実施から事業報告まで	17
8	事業提案書類 (様式)	19
9	事業提案書の記入方法	26
10	審査基準	29
	・キーワードモデル事業〔ボランティア・NPO等提案型〕	
	・ふくやまの魅力づくり事業	
	・住民参加型施設等整備事業 (みんなでつくるまちづくりハード事業)	
11	2012年度 (平成24年度) 提案型事業スケジュール	32

はじめに

本市では、市民の皆様とともに地域の活性化や地域課題の解決に取り組み、地域や団体の特性を活かした事業が展開されるなど、市民一人ひとりがまちづくりの主人公となる自主・自立のまちづくりに取り組んでいます。

これまで福山市協働のまちづくり基金を活用した提案型事業では、市民活動団体の特性や専門性を活かした取組の輪が広がっています。

【主な事業実績】

- ほたるの保護繁殖と河川の環境保全のために河川の草刈清掃を実施しました。桜やもみじの苗木を植栽し景観の保全と形成に努め「ふる里一番」を発信しました。
- 主要公共施設や観光施設を中心に、トイレの種類や場所を調査し、気軽に外出できるサポートして「トイレマップ」を作成しました。
- 国の史跡に指定されている古墳周辺の清掃活動やイベントを行い、ふるさとに対する誇りと愛着心を高めるとともに、市内外に歴史や文化を広くPRしました。
- 地域おこしの一環として「ホッとやすらげる空間づくり」、「潤い活力ある地域づくり」をめざし、高さ25メートルのクリスマスツリーを点灯しました。
- 安全面・環境面から懸念されていた地域の使われなくなった「ため池」を埋め立て、地域の宝として「ふれあい広場（ばら花壇）」を整備しました。
- 坂本龍馬が宿泊したとされる江戸時代の廻船問屋を、鞆の浦の観光拠点として広く公開するために建物の改修を行いました。



市制施行100周年を迎える2016年度（平成28年度）には、蒔いた種が大きな花を咲かせることができるよう、将来都市像である「にぎわい しあわせ あふれる躍動都市 ～ばらのまち福山～」の実現に向けて、皆様からのご提案をお待ちしています。

【提案事業例】

- 環境や福祉など地域課題の解決に向けた全市的なモデルとなる活動
- 団塊世代・シニア世代が参画して豊富な知識や能力を活かせる活動
- 地域における子育て応援・支援のネットワークにつながる活動
- 交流や定住に向けた取組を市内外に発信する等、地域の活性化につながる活動
- 「ばらのまち福山」のイメージアップにつながる事業 など

【事前相談の実施】

団体の皆様の提案内容を行政や他の団体と協働による取組として進めることができるよう、事前相談を実施しています。

事前相談は任意としておりますが、特に行政との協働による取組としたい、行政との連携が必要と思われる場合は、担当課を紹介する等協働のまちづくり課が調整しますので、事前にご相談ください。

【申請受付期間】

2012年（平成24年）2月27日（月）～3月9日（金）17時15分まで

【提出方法】

申請書類等は、お手数ですが必ず持参してください。なお、電子データの提供を求めることがあります。

【提出・問合せ先】

〒720-0056

福山市本町1番35号 福山市市民参画センター内

福山市市民局まちづくり推進部協働のまちづくり課

電話：(084) 928-1051

FAX：(084) 926-0490

E-mail：kyoudouno-machidukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp

☆自分たちの活動をレベルアップしたい！

⇒キーワードモデル事業【ボランティア・NPO等提案型】

☆ふくやまの魅力を高めたい！発信したい！

⇒ふくやまの魅力づくり事業

☆地域の活性化のための施設をつくりたい！

⇒住民参加型施設等整備事業

●キーワードモデル事業〔ボランティア・NPO等提案型〕

事業の目的について

福山市協働のまちづくり基金を活用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、一定の助成をすることにより、市民活動団体等が、自主的・主体的に企画・実施する市の重点政策であるキーワード（教育、環境、福祉、活力、安心・安全）に沿った公益的な事業を促進することを目的とします。

1 対象となる団体

申請できる団体は、次の項目のすべてに該当する団体です。

- (1) 福山市内に活動拠点を有し、活動実績がある団体
- (2) 次のいずれかに該当する人が5人以上参加しており、かつ該当する人の合計が団体の構成員の総数の過半数である団体
 - ア 福山市内に住所を有する者
 - イ 福山市内に勤務する者
 - ウ 福山市内の学校（高校・大学・各種学校等）に在学する者
- (3) 当該事業について、福山市と協働により取り組むことができる団体

2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において1団体1事業とし、事業の総額から事業収入を除いた額で、上限を30万円とします。（予定）

3 対象となる事業

対象となる事業は、次の項目のいずれにも該当する事業です。

- (1) 福山市民を対象とする教育、環境、福祉、活力、安心・安全の分野で公益性がある事業
- (2) 単年度の事業〔2013年（平成25年）3月末までに完了する事業〕

4 対象とならない事業

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主な目的とする事業
- (2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (5) 他の規程による補助対象事業。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。

5 対象となる経費

事業に要する直接経費とします。次の費目を参照して分類してください。

費目	内 容
報償費	講師・専門家，出演者等への謝礼
消耗品費	文具，その他消耗品等
印刷費	資料等の印刷及び製本に要する経費
通信費	切手，はがき等郵便料
借上料	会場借上料，器具借上料，各種機材レンタル料等
委託料	音響業務委託，ごみ処理委託等
保険料	傷害保険料等
手数料	振込手数料，クリーニング代等
備品費	事業に使用する物品で，特に必要と認められるもの
その他事業の実施のために必要な経費で，市長が必要かつ適切と認めた経費 (補助対象経費となるかどうかは，個別に経費の内容を審査します。)	

6 対象とならない経費

次の事業・費用については，対象となりません。

人件費（事務職員等の雇用経費等）
飲食代（講師等に対する提供は除く。）
寄贈するための備品の購入（購入した器具等を他の団体等へ寄贈）
各種大会の賞品・景品（優勝，2位，3位等 ただし，イベントの出演者や作品展の出品者等に対する参加記念品は可）
他の団体・機関等への補助金としての支出（再補助の禁止）
事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出 (事業の企画・立案・実施までのすべてを委託)
上記のほか，補助事業の目的と異なる内容の支出

7 収入科目について

収入については，次の科目を参照して分類してください。

市補助金	キーワードモデル事業補助金
団体負担金	主催団体の負担金
事業収入	参加費，売払収入等
寄付金	寄付金収入等
諸収入	預金利息，その他の雑収入

8 補助金の交付基準

補助金の交付決定を行う基準は、次のとおりです。（審査基準の詳細については、福山市協働のまちづくり事業審査会において決定します。）

- （１）市の重点政策であるキーワードに沿った事業であること。
- （２）公益性の高い事業であること。
- （３）事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。
- （４）事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。
- （５）市民活動としての特性が活かされていること。
- （６）次年度以降、自立的に活動できる可能性が期待できること。

●ふくやまの魅力づくり事業

事業の目的について

福山市協働のまちづくり基金を活用し、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、一定の助成をすることにより、福山市の魅力の創出の機運を醸成し、福山市民等が自主的・主体的に企画・実施する事業を促進することを目的とします。

1 対象となる団体

申請できる団体は、次の項目のすべてに該当する団体です。

- (1) 福山市内に活動拠点を有し、活動実績がある団体
- (2) 次のいずれかに該当する人が5人以上参加しており、かつ該当する人の合計が団体の構成員の総数の過半数である団体
 - ア 福山市内に住所を有する者
 - イ 福山市内に勤務する者
 - ウ 福山市内の学校（高校・大学・各種学校等）に在学する者
- (3) 当該事業について、福山市と協働により取り組むことができる団体

2 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において1団体1事業とし、事業の総額から事業収入を除いた額で、補助対象経費の2分の1とし、50万円以上で上限を100万円とします。（予定）

3 対象となる事業

対象となる事業は、次の項目のいずれにも該当する事業です。

- (1) 福山市民を対象とした教育、環境、福祉、まちづくり、その他の分野において福山市の魅力の創出に資する公益的・広域的な事業
- (2) 単年度の事業〔2013年（平成25年）3月末までの間に完了する事業〕

4 対象とならない事業

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- (1) 施設等の整備（不動産の取得を含む。）を主な目的とする事業
- (2) 個人給付等の補助的制度に関する事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する事業
- (5) 他の規程による補助対象事業。ただし、市長が特に理由があると認める場合は、この限りではありません。

5 対象となる経費

事業に要する直接経費とします。次の費目を参照して分類してください。

費目	内容
報償費	講師・専門家，出演者等への謝礼
消耗品費	文具，その他消耗品等
印刷費	資料等の印刷及び製本に要する経費
通信費	切手，はがき等郵便料
借上料	会場借上料，器具借上料，各種機材レンタル料等
委託料	音響業務委託，ごみ処理委託等
保険料	傷害保険料等
手数料	振込手数料，クリーニング代等
備品費	事業に使用する物品で，特に必要と認められるもの
その他事業の実施のために必要な経費で，市長が必要かつ適切と認めた経費 (補助対象経費となるかどうかは，個別に経費の内容を審査します。)	

6 対象とならない経費

次の事業・費用については，対象となりません。

人件費（人件費換算分は除く。）
飲食代（講師等に対する提供は除く。）
寄贈するための備品の購入（購入した器具等を他の団体等へ寄贈）
各種大会の賞品・景品（優勝，2位，3位等 ただし，イベントの出演者や作品展の出品者等に対する参加記念品は可）
他の団体・機関等への補助金としての支出（再補助の禁止）
事業の実施を一括して企業等へ委託する場合の支出 (事業の企画・立案・実施までのすべてを委託)
上記のほか，補助事業の目的と異なる内容の支出

7 収入科目について

収入については、次の科目を参照して分類してください。

市補助金	ふくやまの魅力づくり事業補助金
団体負担金	主催団体の負担金※人件費換算分（団体構成員の労務提供に対する人件費換算分）も含む。
事業収入	参加費，売払収入等
寄付金	寄付金収入等
諸収入	預金利息，その他の雑収入

8 補助金の交付基準

補助金の交付決定を行う基準は、次のとおりです。（審査基準の詳細については、福山市協働のまちづくり事業審査会において決定します。）

- （１）福山市の魅力の創出に資する事業であること。
- （２）公益性の高い事業であること。
- （３）事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。
- （４）事業計画の手段に社会的相当性があり，効果が期待できること。
- （５）市民活動としての特性が活かされていること。
- （６）次年度以降，自立的に活動できる可能性が期待できること。

9 ふくやまの魅力づくり事業における人件費換算分について

(1) 基本的な考え方

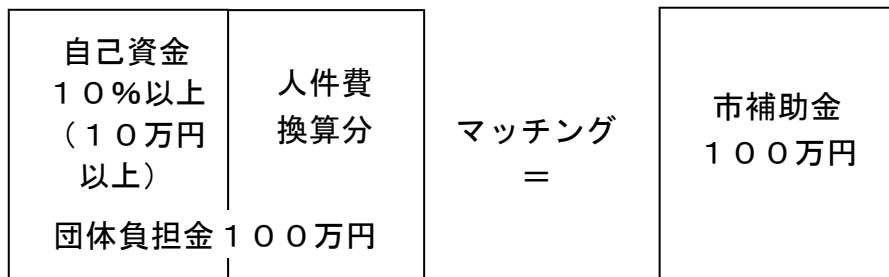
協働のまちづくりの趣旨に基づき、市民活動団体等の有する専門的知識や人的資源を有効に活用できるようマッチング・ファンド方式として、地域とボランティア・NPO等の活性化・育成を図りながら、ふくやまの魅力あるまちづくりをめざすものです。

(2) 事業の実施方法

事業の実施にあたっては、市民活動団体等においても、一定の自己資金（補助金申請額の10%以上）を必要とするものとし、市民活動団体の特長である人的資源を有効に活用できるよう、ボランティアによる人的貢献を人件費に換算し、団体負担金として補助対象額に算入できるものとします。

(3) イメージ図

(マッチング・ファンド)



マッチング・ファンドとは・・・

本来、市民・企業・行政等が資源を持ち合い、より規模の大きい活動を実現させるために協働して寄附や補助金といった資金を提供しあう考え方をいいます。シアトル市をはじめ、アメリカの多くの都市がマッチング・ファンドを生かした市民参加型の都市計画を実施してします。

本市では、市民活動団体等の特長である人的資源を有効に活用できるよう、ボランティアによる人的貢献を人件費に換算し、団体負担金として補助対象額に算入できるものとし、幅広い市民活動を支援していくこととしています。

(4) 人件費換算分の算定基準

ア 市民活動団体等の自己資金は、補助金申請額の10%以上を必要とするものとします。(例. 補助金申請額50万円→自己資金5万円以上)

イ 人件費換算分の基準単価は、1時間あたり750円とします。

(5) 算定例

- ①補助金申請額 100 万円の場合
自己資金 10 万円
人件費換算 90 万円
事業費（支払ベース）110 万円

収入	支出
①自己資金 100,000 〔③人件費換算 900,000〕 ②市補助金 1,000,000	物件費①+② 1,100,000 〔③人件費換算 900,000〕
計 2,000,000	計 2,000,000

- ②補助金申請額 50 万円の場合
自己資金 5 万円
人件費換算 45 万円
事業費（支払ベース）55 万円

収入	支出
①自己資金 50,000 〔③人件費換算 450,000〕 ②市補助金 500,000	物件費①+② 550,000 〔③人件費換算 450,000〕
計 1,000,000	計 1,000,000

※上記算定例は、あくまでも事業計画を行う際の参考としていただくものです。
具体的な内容については、団体の資源（財政的・人的等）を勘案しながら、検討し
ていただき、事業計画・予算計画をしてください。

●住民参加型施設等整備事業（みんなでつくるまちづくりハード事業）

事業の目的について

市民のみなさんが自主的・主体的に地域の特性を活かした施設等の整備（新築，改築，改修，保全など）を企画・実施することにより，魅力と活力に満ちた個性あふれるまちづくりにつながることを目的としています。

1 対象となる団体

次の項目のすべてに該当する団体で，当該事業を実施する施設等の所有権又は当該施設等の整備に関する権原を取得した者としてします。

- (1) 福山市内に活動拠点を有し，活動実績がある団体
- (2) 次のいずれかに該当する人が5人以上参加しており，かつ該当する人の合計が当該団体の構成員の総数の過半数である団体
 - ア 福山市内に住所を有する者
 - イ 福山市内に勤務する者
 - ウ 福山市内の学校（高校・大学・各種学校等）に在学する者
- (3) 当該事業について，福山市と協働により取り組むことができる団体

2 補助金の額

補助金の額は，予算の範囲内において，補助金の交付対象となる経費の合計額とします。対象経費は200万円以上とし，上限を1,000万円（補助率100%以内）とします。ただし，補助対象となる経費のうち500万円を超える額については補助率を80%以内とします。（予定）

3 対象となる事業

対象となる事業は，次の項目のいずれにも該当する事業です。

- (1) 地域（自治会・まちづくり推進委員会など）やボランティア・NPO団体が自主的・主体的に企画・実施する創意工夫にあふれる公共性に富んだ施設等の整備事業で，補助金の交付対象となる経費の総額が200万円以上の事業とします。
- (2) 単年度の事業〔2013年（平成25年）3月末までに完了する事業〕

4 対象とならない事業

- (1) 営利，宗教，政治または選挙活動を目的とした整備事業
- (2) 特定の個人・団体のみが利益をうける整備事業
- (3) 公序良俗に反する整備事業
- (4) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業
ただし，市長が特に理由があると認める場合は，この限りではありません。

5 対象事業例

(1) 植栽や緑化活動等に資する事業

「100万本のばらのまち福山」をめざし、ばらのまちづくりへの参加意識及び地域連帯意識の醸成が期待できると認められる事業など

(2) まちの魅力の向上やまちなかの景観向上に資する事業

町並み景観に配慮した建築物の正面の外観（ファサード）の改修やその他景観形成に資すると認められる事業など

シンボル施設の整備，モニュメントの設置，その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業など

(3) 地域の歴史・文化の継承保存に資する事業

伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家，歴史的建築物（倉庫・蔵・住宅等）の保全・改修，その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に資すると認められる事業など

(4) 本市の観光振興に資する事業

観光物産品の販売施設整備，観光振興のための案内板の設置，その他観光振興に資すると認められる事業など

(5) 安心安全なまちづくりに資する事業

バリアフリー化整備，その他安心安全なまちづくりに資すると認められる事業など

(6) その他市長が特に必要があると認める事業

地域福祉・市民活動等の交流拠点施設等の整備事業など

6 対象となる経費

事業実施に係る経費のうち，施設等の整備に係る次の経費が対象です。

(1) 工事請負費：施設等の新築や増築，移改築，除去及び取り壊し等に必要となる経費

(2) 設計費：施設の整備にともなう設計にかかる費用

(3) 原材料費：石材や鉄骨，砂，セメント等原材料の購入に必要となる経費など
※施設等の整備に係る経費であるため，家賃や賃借料等当該施設や土地の借上等に必要となる経費は対象となりません。

7 収入科目について

収入については，次の科目を参照して分類してください。

市補助金	住民参加型施設等整備事業補助金
団体負担金	主催団体の負担金
事業収入	参加費，売払収入等
寄付金	寄付金収入等
諸収入	預金利息，その他の雑収入

8 補助金の交付基準

補助金の交付決定を行う基準は、次のとおりです。（審査基準の詳細については、福山市協働のまちづくり事業審査会において決定します。）

- （１）本市における住民参加のまちづくりの機運に資する事業であること
- （２）公共性及び公益性の高い事業であること
- （３）事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること
- （４）事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること
- （５）市民活動としての特性が活かされていること
- （６）次年度以降、自立的に活動できる可能性が期待できること

※整備した施設等は、実施団体で維持管理していただくことを基本とします。

●申請から補助金交付決定まで

1 提出していただく書類

次の書類を、提出していただきます。

キーワード モデル事業	ふくやまの 魅力づくり事業	住民参加型 施設等整備事業	提出書類
○	○	○	福山市協働のまちづくり推進事業提案書
○	○	○	申請団体概要
○	○	○	団体構成員名簿
○	○	○	申請団体の規約・会則等（法人にあっては、登記事項証明書、定款、寄附行為等）
○	○	○	申請団体の前年度活動報告書及び前年度収支決算書
	○		労務提供計画書 ※人件費換算を活用する場合のみ
		○	整備計画図（間取り図など）
		○	整備予定地等の現状写真
		○ ※1	見積書（業者等から徴したもの）
		○ ※1	同意書（必要に応じて事業を実施するにあたっての、地元住民の同意書を提出）
		○ ※1	貸借契約書の写（個人等が所有している土地や建物を整備する場合に提出が必要。 貸借契約期間については別表を参照のこと）
			その他市長が必要と認める書類

申請受付期間

2012年（平成24年）2月27日（月）～3月9日（金）17時15分

※1については、遅くとも1次審査（4月中旬を予定）までに書類を整えて提出してください。

（別表）個人所有不動産の貸借契約期間及び処分制限期間

事業名	構造	期間
1 建設事業	木造	22年
	鉄骨造	34年
	鉄筋コンクリート造	47年
2 改修事業		10年

※土地の貸借契約期間等については、構造物の内容（事業内容）に基づき期間を定める。

ア 事業が採択された場合、次の書類を提出していただきます。

- ①補助金交付申請書
- ②資金計画書
- ③補助金交付申請理由書

イ 事業完了後に「実施報告書」及び「収支決算書」等を提出していただきます。

ウ 書類の提出に必要な費用は申請団体の負担とし、提出書類は返還しません。

エ 提案書等は、市ホームページからダウンロードすることができます。(募集期間中)

●福山市ホームページから [協働のまちづくり](#)バナーを クリック

2 継続した提案についての取扱いについて

提案型事業は、審査基準において「次年度以降、自立的に活動できる可能性」を掲げ、将来的に団体活動の自立を期待しています。

こうしたことから同じ団体が同じ事業内容を提案する場合は、原則2年間を限度とします。また同一団体での事業採択は原則3年間を限度とします。ただし、次の項目に該当する場合は事業提案書に次のことについて記入してください。

(1) 申請が3年目となる団体

提案書「6 採択実績団体」に、①これまで採択された事業の効果・成果について、②これまでの提案内容と今回提案される内容との違いについて記入してください。

(2) 申請が3年を超える団体

提案書「6 採択実績団体」に、①これまで採択された事業の効果・成果について、②事業の必要性や進捗状況等特に申請が必要な理由について記入してください。

3 申請内容の審査

申請内容の審査については、次の順にしたがって行います。

(1) 事前審査

福山市協働のまちづくり推進会議（庁内会議）による書類審査

(2) 1次審査

福山市協働のまちづくり事業審査会（市民、有識者等で構成）による書類審査

(3) 2次審査

福山市協働のまちづくり事業審査会（市民、有識者等で構成）による公開プレゼンテーション

※住民参加型施設等整備事業については、3次審査を行う場合があります。

4 補助金交付団体の決定

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての申請団体に通知します。また、審査の「公平性」・「透明性」を高めるため、申請内容の「事業名」、「団体名」、「事業概要」及び「補助金交付決定団体」は、広報紙やホームページ等により公表します。

(2) 交付決定の通知

交付決定通知は、2012年（平成24年）5月中旬に行う予定です。

なお、住民参加型施設等整備事業については、3次審査を行った場合6月中旬に行う場合もあります。

●事業実施から事業報告まで

1 協定書の締結

実施団体は、必要に応じて、市とそれぞれの役割分担を明確化した協定書を締結していただきます。

2 事業計画変更申請書の提出

補助金交付決定後において、事業内容や予算等を変更するときは、事前に事業計画変更承認申請書に必要書類を添えて提出し、承認を受けてください。

3 中間報告会と実地調査

(1) 中間報告会

実施団体には、事業の実施状況について、市に中間報告を行っていただきます。

(2) 実地調査

市は、事業の実施状況について、実地調査を行います。

4 補助金の交付決定の取消と返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、返還をしていただく場合があります。

- (1) 補助金をその交付の目的以外に使用したとき
- (2) 必要な届出や報告をせず、又は虚偽の届出・報告をしたとき
- (3) 対象となる団体の要件がなくなったとき
- (4) 交付した補助金に剰余金が生じたとき
- (5) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

住民参加型施設等整備事業補助金交付要綱（抜粋）

（現状変更の制限）

第8条 補助金の交付を受けた団体は、当該事業により整備した施設等の現状を全部又は一部変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、住民参加型施設等整備事業が実施できなかったとき、補助対象者並びに補助対象事業の要件を欠いたとき及び相当の理由なく当該施設等の整備の内容が事業計画と著しく異なった場合は、補助金額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

5 事業の報告・公表

- (1) 事業完了後、事業報告書などを提出していただきます。
- (2) 活動報告会を市が開催する場合には参加をお願いし、事業成果の報告発表をしていただきます。また、市が事業成果報告書を作成する場合には、原稿の寄稿などの協力をお願いします。

6 個人情報の取り扱いについて

申請書類および添付した資料に記載している事項は、採択団体を決定するため、福山市協働のまちづくり推進会議及び福山市協働のまちづくり事業審査会の委員が取得・利用します。また、補助金交付が決定した場合は、団体名等の情報を行政機関ならびに報道機関に提供することを同意のうえ申請してください。

7 広報活動について

採択された事業が「協働のまちづくり」の取組であるということを、さらに市民の皆さんに知っていただくために、報道機関等から取材を受ける際や、チラシ等を作成する際には、協働のまちづくり基金を活用した事業であることや協働のまちづくりイメージデザイン『協働の花』等を必ず掲載してください。

協働のまちづくりイメージデザイン『協働の花』



(チラシ掲載文例)

『この事業は、福山市協働のまちづくり基金を活用して実施しています』

年度 福山市協働のまちづくり推進事業提案書

年 月 日

福 山 市 長 様

住 所 _____
 団 体 名 _____
 代表者名 _____ 印
 連 絡 先 _____

1 提案事業

(1) 提案事業	<input type="checkbox"/> キーワードモデル事業（ボランティア・NPO等提案型） （ <input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 活力 <input type="checkbox"/> 安心・安全） <input type="checkbox"/> ふくやまの魅力づくり事業 <input type="checkbox"/> 住民参加型施設等整備事業		
(2) 事業名			
(3) 事業の概要			
(4) 実施期間	交 付 決 定 日 ~ 年 月 日		
(5) 実施場所			
(6) 事業費	円	補助金申請額	円

2 事業の内容

(1)スケジュール・内容等	

2 事業の内容

(2) 現状や課題，提案に至った経緯等
(3) 取組の目標やめざす姿等
(4) 協働して取り組む（取り組みたい）団体や行政担当課及びその内容等
(5) 市民の参加・参画（対象者，参加・参画の内容等）
(6) 特色（団体の専門性，工夫，アイデア等）
(7) 次年度以降の取組（団体運営や活動内容等）

3 収支予算

収入の部	金額 (円)	内 訳
団体負担金		
事業収入		
人件費換算		
補助金		
計 (A)		

支出の部	金額 (円)	内 訳
人件費換算		
計 (B)		

補助金の活用方法	※補助金の主な活用方法を記入してください。	
	※備品（1件2万円以上）の購入を希望する場合	
	購入希望理由	
	使用頻度	
他の補助金の有無 (申請中を含む。)	□有 () □無	
採択されなかった場合	提案内容	□実施する □実施しない
	対応方法等	

※「人件費換算」は、ふくやまの魅力づくり事業のみ、労務提供計画書を必ず添付してください。

4 その他添付資料

- 申請団体概要
- 団体構成員名簿
- 規約・会則等
- その他団体の活動がわかるもの（前年度事業報告書、チラシ等）

申請団体概要

(年 月現在)

団 体 名			
代 表 者	名 前		
	住 所	〒	
	電話 (FAX)		
	e - m a i l		
設 立 年 月 日	年 月 日		
構 成 員 及 び 加 入 条 件	役 員 数		会 員 数
	加 入 条 件		
設 立 目 的			
主 な 活 動 内 容			
活 動 の 経 緯 ・ 実 績			
事 務 局	名 前		
	住 所	〒	
	電話 (FAX)		
	e - m a i l		

※パンフレットや活動報告書など、団体の活動の概要がわかる資料がありましたら、添付してください。
 ※今までに、国・県・市等の助成を受けたことがある場合は、その内容を記入してください。

申請団体労務提供計画書

申請団体名 _____

No.	名 前	署名（自署） 又は押印	労務提供時間数	人件費換算（円） @ 750 円	提供する労務の 内 容
計					

※労務提供者が未成年の場合は、「署名又は押印」の欄は、保護者の同意の上、保護者が記入又は押印してください。
 ※「提供する労務の内容」については、具体的な内容を記入してください。

事業提案書の記入方法

事業提案書は、次の要領に沿って作成してください。

1 提案事業

(1) 提案事業

提案（実施）したい事業に印（チェック）をしてください。

(2) 事業名

事業内容を端的に表したわかりやすい事業名を記入してください。

(3) 事業の概要

提案（実施）したい事業の概要を簡潔に記入してください。

(4) 実施期間

交付決定日から事業が完了する日までを記入してください。

2012年度（平成24年度）の事業完了期限は2013年（平成25年）3月31日までです。

(5) 実施場所

事業の主な実施場所を記入してください。

(6) 事業費・補助金申請額

事業に係る予算計画を行った後、事業費と補助金申請額を記入してください。

2 事業の内容

(1) スケジュール・内容等

事業のスケジュールと内容を記入してください。

(2) 現状や課題、提案に至った経緯等

地域や団体が抱える課題や提案に至った経緯等を記入してください。

(3) 取組の目標やめざす姿等

提案内容に対する取組の目標や取組を通してめざす姿等を記入してください。

(4) 協働の取組

協働して取組む（取組みたい）団体や地域、行政担当課があれば団体・担当課等とその内容を記入してください。

(5) 市民の参加・参画

提案内容の対象者や市民の参加・参画の内容等を記入してください。

(6) 特色

団体の有する専門性や工夫点、アイデア等を記入してください。

(7) 次年度以降の取組

提案内容を通して次年度以降、団体の運営や活動をどのように行っていこうと考えているか等、記入してください。

3 収支予算

(1) 収入の部

① 団体負担金

提案団体の負担金がある場合に記入してください。

② 事業収入

事業を実施するにあたって、収入が生じる場合は記入してください。

(例) 講演会をした場合の入場料など

③ 人件費換算 (ふくやまの魅力づくり事業のみ)

事業の準備や当日の運営に係る人件費換算をした額を計上してください。

労務提供計画書を添付してください。

④ 補助金

ア キーワードモデル事業

事業の総額から事業収入を除いた額で、補助率は対象経費の100%
上限を30万円(予定)

イ ふくやまの魅力づくり事業

事業の総額から事業収入を除いた額で、補助率は対象経費の50%
50万円以上で上限を100万円(予定)

ウ 住民参加型施設等整備事業

補助対象経費の合計額で、補助率は100%
200万円以上とし上限を1,000万円(予定)
ただし、500万円を超える額についての補助率は、80%以内

(2) 支出の部

事業に対する直接経費を計上してください。

それぞれの費目については、「対象となる経費」を参考にしてください。

できるだけ、事前に業者等から見積書を徴して記入してください。

(3) 補助金の活用方法

補助金の主な活用方法を記入してください。

備品(1件2万円以上)の購入を希望する場合は、備品を必要とする理由と使用頻度を記入してください。

(4) 他の補助金の有無

今回の提案事業に対して、他からの補助金の活用の有無を記入してください。

(5) 採択されなかった場合

採択されなくても提案内容を実施するか記入してください。

またその際の対応方法（実施回数を減らす，他の団体の協力を得る等）を記入してください。

4 その他添付資料

提案書を提出する際に添付してください。（提出する前に確認のため，チェックしてください。）

5 住民参加型施設等整備事業提案団体

住民参加型施設等整備事業に提案する場合は必ず記入してください。

(1) 対象施設等について権原の状況を記入してください。

(2) 関係者等への説明状況を記入してください。

(3) 交付基準に基づく判断材料となりますので，整備後の活用方法等についてわかりやすく簡潔に記入してください。

(4) 整備計画図（間取り図），整備予定地の写真，見積書，同意書，貸借契約書の写しを添付してください。なお，見積書，同意書，貸借契約書の写しについては，1次審査（4月中旬を予定）までに整えて提出してください。

6 採択実績団体

これまで採択を受けた団体は，採択された事業の効果や成果，また今回提案する必要性等を必ず記入してください。

2012年度（平成24年度）福山市キーワードモデル事業（ボランティア・NPO等提案型）審査基準

審査項目	審査におけるポイント	評価点（1次審査）			評価点（2次審査）			合計
		配点	倍数	小計	配点	倍数	小計	
1	市の重点政策であるキーワードに沿った事業であること。	5	3	15	—	—	—	15
2	公益性の高い事業であること。	5	2	10	5	3	15	25
3	事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。	5	2	10	—	—	—	10
4	事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。	—	—	—	5	3	15	15
5	市民活動としての特性が活かされていること。	—	—	—	5	2	10	10
6	次年度以降、自主的に活動できる可能性が期待できること。	5	2	10	5	3	15	25
		45			55			100

※1～6の項目については、1点～5点までの5段階で評価する。（1…低い、2…やや低い、3…ふつう、4…やや高い、5…高い）

※項目2「公益性」又は項目6「自立」の審査について、過半数の委員が1点又は2点と評価された申請は、他の項目の得点に係らず、補助金の交付決定を行わない。

2012年度（平成24年度）ふくやまの魅力づくり事業審査基準

	審査項目	審査におけるポイント	評価点（1次審査）			評価点（2次審査）			合計
			配点	倍数	小計	配点	倍数	小計	
1	福山市の魅力の創出に資する事業であること。	本市が有する地域資源等を的確にとらえた提案である。また、広域的な効果により、市の魅力の創出が期待される提案である。	5	3	15	—	—	—	15
2	公益性の高い事業であること。	行政との協働により取り組むことが有効な提案である。	5	2	10	5	3	15	25
3	事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。	市民や関係機関の理解が得られる内容となっており、予算見積りも適正に行われている。	5	2	10	—	—	—	10
4	事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。	団体会員だけでなく、より多くの市民の参加・参画が期待できるもので、具体的な効果・成果が期待できる提案である。	—	—	—	5	3	15	15
5	市民活動としての特性が活かされていること。	団体の特色ある提案である。	—	—	—	5	2	10	10
6	次年度以降、自主的に活動できる可能性が期待できること。	団体において、自主的な人材・財源等の確保が図られ、自主的な活動の継続・発展が期待できる。	5	2	10	5	3	15	25
			45			55			100

※1～6の項目については、1点～5点までの5段階で評価する。（1…低い、2…やや低い、3…ふつう、4…やや高い、5…高い）

※項目2「公益性」の審査について、過半数の委員が1点又は2点と評価された申請は、他の項目の得点に係らず、補助金の交付決定を行わない。

2012年度（平成24年度）住民参加型施設等整備事業審査基準

	審査項目	審査におけるポイント	2次審査		
			評価点		
			配点	倍数	小計
1	本市における住民参加のまちづくりの機運に資する事業であること。	本事業の趣旨・ねらいに沿った事業であり、住民参加のまちづくりのモデルとして期待できる	5	4	20
		施設等の整備に団体会員や地域住民の参加が期待される	5	4	20
2	公共性及び公益性の高い事業であること。	将来の市民のために整備する必要性が高い提案である	5	5	25
		行政との協働により取り組むことが有効である	5	5	25
3	事業計画及び予算計画に客観性及び現実性があること。	市民や関係機関の理解が得られる提案である	5	3	15
		適正な予算見積りである	5	3	15
4	事業計画の手段に社会的相当性があり、効果が期待できること。	現状やニーズを的確に把握した提案である	5	4	20
		数値等具体的な効果・成果や新たな事業展開が期待できる	5	4	20
5	市民活動としての特性が活かされていること。	団体の特色や専門性が活かされた提案である	5	3	15
6	次年度以降、自立的に活動できる可能性が期待できること。	事業実施後の適正な維持管理が期待できる	5	5	25
		合計	200		

※1～6の項目については、1点～5点までの5段階で評価する。（1…低い、2…やや低い、3…ふつう、4…やや高い、5…高い）

2012年度(平成24年度)提案型事業スケジュール

スケジュール	キーワードモデル事業・ふくやまの魅力づくり事業	住民参加型施設等整備事業
1月 28日 土		●提案型事業説明会
2月 1日 水 ～ 27日 月		●事前相談 ●申請受付
3月 9日 金		●申請締切
12日 月 ～ 16日 金		●予備審査(書類審査)
19日 月 ～ 26日 月		●事前審査:福山市協働のまちづくり推進会議 各委員による事業提案に対する意見提出
4月 中旬		●第1回福山市協働のまちづくり事業審査会 1次審査(書類審査)
下旬		●第2回福山市協働のまちづくり事業審査会 2次審査(提案団体によるプレゼンテーション)
5月 中旬	●補助金交付対象団体の決定, 審査結果の通知 市ホームページ, 報道機関へ情報提供	
下旬		※状況に応じて ●第3回福山市協働のまちづくり事業審査会 3次審査(提案団体によるプレゼンテーション)
6月 ～	●採択団体の活動状況を情報提供 広報ふくやまに掲載, 報道機関へ情報提供	
中旬		※3次審査を行った場合 ●補助金交付対象団体の決定, 審査結果の通知 市ホームページ, 報道機関へ情報提供
未定		●提案型事業採択団体実践発表会 & 交流会 事業の進捗状況等の報告, 他の団体との意見交換等
2013年(平成25年) 1月 下旬		●提案型事業説明会 & 実践発表会 2013年度(平成25年度)提案型事業募集要項の説明等
3月 31日		●事業完了 事業報告書・収支決算書の作成
4月 30日		●事業報告書等の提出 事業報告書・収支決算書, 領収書, 記録写真等の提出



ばらのイメージキャラクター
「ローラ」

福山市市民局まちづくり推進部協働のまちづくり課

〒720-0056 福山市本町1番35号

電話 084-928-1051

FAX 084-926-0490

e-mail:kyoudouno-machidukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp
